

条例第8条第1項第1号及び第3号に係る区域

条例第8条第1項第1号及び第3号に係る区域は、次の表のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる場所は、この区域に含まないものとする。

- (1) 平成27年2月28日までに、条例又は由布市太陽光発電施設設置事業指導要綱（平成25年告示第42号）に係る届出が市へ行われている事業の予定場所。
- (2) この告示の施行日までに、事業に係る設備の設置が完了している場所。

	該当区域	条例該当要件	該当号	主な地域
1	タマボウキ、ヒメユリ、イワギク、ヒゴダイ、オオミズゴケ、オグ ラセンノウ、ヤツシロソウが自然の状態で群生して生息する区域	大分県指定希少野生動植物	第1号	挾間 庄内 湯布院
2	黒岳原生林	阿蘇くじゅう国立公園内	第1号	庄内
3	オンセンミズゴマツボが自然の状態で生息する区域	大分県指定天然記念物 大分県指定希少野生動植物	第1号 第3号	湯布院
4	オトメクジャクが自然の状態で群生して生息する区域	大分県指定天然記念物 大分県指定希少野生動植物	第1号 第3号	挾間
5	<small>おおごしや</small> 大杵社のスギの周辺	国指定天然記念物 国指定文化財	第3号	湯布院
6	岳本のコナラ原生林	大分県指定天然記念物	第3号	湯布院

備考

- 1 自然の状態とは、農業活動、野焼き等により形成された二次的な状態も含む。
- 2 動植物は、乱獲等のおそれがあることから、その詳細な生息場所は図示しない。
- 3 動植物生息の確認は、由布市の職員が行う。